

2024 年年末・一時金要求に関する交渉

1. 交渉経過

第1回交渉

日 時：令和6年11月12日（火） 18：42～19：11

場 所：市役所4階 入札室

参 加 者：組合側（執行委員長、書記長 他2名）

市側（総務部長、人事課長、人事課主任）

交渉内容：2024 年年末一時金要求に関する主旨説明など

第2回交渉

日 時：令和6年11月14日（木） 18：55～19：45

場 所：市役所4階 入札室

参 加 者：組合側（執行委員長、書記長 他2名）

市側（総務部長、人事課長）

交渉内容：地域手当、人事評価、会計年度任用職員の処遇改善

第3回交渉

日 時：令和6年11月19日（火） 18：12～18：54

場 所：市役所4階 入札室

参 加 者：組合側（執行委員長、書記長 他3名）

市側（総務部長、人事課長、人事課主任）

交渉内容：職場諸要求に関することなど

第4回交渉

日 時：令和6年11月21日（木） 18：00～18：05

場 所：市役所4階 入札室

参 加 者：組合側（執行委員長、書記長）

市側（総務部長、人事課長、人事課主任）

交渉内容：2024 年年末・一時金要求に対する回答

2. 交渉結果

組合要求事項	市側最終回答
1. 年末一時金として、全職員に2.84月プラス一律50,000円を支給すること。(昨年は2.67月プラス一律51,000円)	1. 本年度の年末一時金は、期末手当1.225か月、勤勉手当1.025か月の計2.25か月とする。
2. 一時金における役職者加算、職務・職階給などによる差別支給制度は撤廃し、全職員に一律大幅増額をすること。	2. 期末・勤勉手当の役職者加算制度を廃止する考えはない。
3. 一時金は、勤勉手当を廃止し、すべて期末手当のみで支給すること。	3. 勤勉手当を廃止する考えはない。
4. 暫定再任用職員及び定年前短時間勤務職員の一時金についても、職員と同様に支給すること。	4. 暫定再任用職員及び定年前再任用短時間勤務職員の年末一時金は、期末手当0.6875か月、勤勉手当0.4875か月の計1.175か月とする。
5. 育児休業中の職員に、一時金を全額支給すること。および、いかなる不利益扱いもしないこと。	5. 育児休業中の職員の一時金については、現行どおりとする。
6. 年末一時金は、12月10日までに一括支給すること。	6. 年末一時金の支給日は、12月10日とする。

○令和6年度の人事院勧告等に伴う給与改定について次のとおりとする。

1 給料の改定は、人事院勧告に基づき令和6年4月1日から実施する。

期末手当及び勤勉手当の改定は、人事院勧告に基づき令和6年12月から実施する。

本年度の年末一時金は、期末手当1.275か月、勤勉手当1.075か月の計2.35か月とする。なお、令和7年度以降の一時金については、人事院勧告に基づき6月期、12月期ともに、期末手当1.25か月、勤勉手当1.05か月の計2.3か月とする。

2 暫定再任用職員及び定年前再任用短時間勤務職員の年末一時金は、期末手当0.7125か月、勤勉手当0.5125か月の計1.225か月とする。なお、令和7年度以降の一時金については、人事院勧告に基づき6月期、12月期ともに、期末手当0.7か月、勤勉手当0.5か月の計1.2か月とする。

○ 人事・給与制度について、次のとおり見直しを行う。

(1) 若年層に重点を置いた給料表全体（再任用職員含む）の改定

(2) 地域手当支給割合の引下げ

支給地域の単位の広域化により支給割合を12%に段階的に引下げ。

(3) 扶養手当の見直し

配偶者に係る手当の廃止及び子に係る手当の13,000円への引上げを段階的に実施。

(4) 通勤手当の見直し

通勤手当の支給限度額を15万円に引上げ。

※給与改定及び人事・給与制度の見直しについては、市議会議決後、給与改定分は速やかに支給し、人事・給与制度の見直しについては令和7年4月1日から実施する。